

期間は  
**2/17** (月)  
↓  
**3/14** (金)

忘れずに期限内の申告を

# 確定申告 市県民税申告

(問)税務課 ☎ (40) 2765

今年も申告相談の時期がやってきました。会場ごとに相談期間や時間が違いますので、お間違えのないようご注意ください。

## 市内での申告相談日程

### ▶平日 (月～金) 開催

相談会場	日時
市役所本庁 2階	2月17日(月)～3月14日(金) 午前9時～午後5時
江田島支所 (保健センター) 1階	2月17日(月)～3月7日(金) 午前9時～午後5時
大柿分庁舎 4階	2月24日(月)～3月14日(金) 午前9時～午後5時
沖美支所 1階	2月17日(月)～2月21日(金) 午前9時～午後5時
三高支所 2階	3月10日(月)～3月12日(水) 午前9時～午後5時
切串公民館 3階 (出張申告相談)	3月11日(火) 午前9時～午後4時

### ▶休日・夜間開催

相談会場	日時
本庁 2階 (休日申告相談)	2月23日(日) 午前9時～午後5時
本庁 2階 (夜間申告相談)	3月5日(水)～3月7日(金) 午後5時～8時

## 広島市内での確定申告相談日程 (税務署主催)

(問)広島南税務署 ☎ 082 (253) 3281

相談会場	日時
基町クレド・パセーラ11階 NTTクレドホール (広島市中区)	2月17日(月)～3月17日(月) 午前9時～午後4時

※休日申告は、2月23日(日)・3月2日(日)に限り受け付けます。  
※申告期間中、広島南税務署には相談会場を設けていません。

### 申告の際は事前に準備を

- 医療費控除を受ける場合は、医療費明細書(封筒)を作っておいてください。
  - 事業所得者は、収支内訳書を作っておいてください。
- ※事前準備のできている方を優先して受け付けることがあります。

### 申告に必要なもの

- 印鑑
- 収入金額が分かるもの(源泉徴収票や支払調書・帳簿など)
- 生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金などの支払いを証明する書類
- 雑損控除・医療費控除を受けようとする人は、その領収書や保険などで補てんされた金額が分かるもの
- 障害者控除を受けようとする人は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

### ■住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける場合に必要なもの

- 【初めて申告する場合】
- ・住宅ローンの年末残高証明書
  - ・売買契約書や工事請負契約書の写し
  - ・住民票、登記事項証明書
- 【2回目以降の申告をする場合】
- ・住宅ローンの年末残高証明書
  - ・初回申告時の住宅借入金等特別控除計算明細書の写しか、税務署から送付される控除証明書

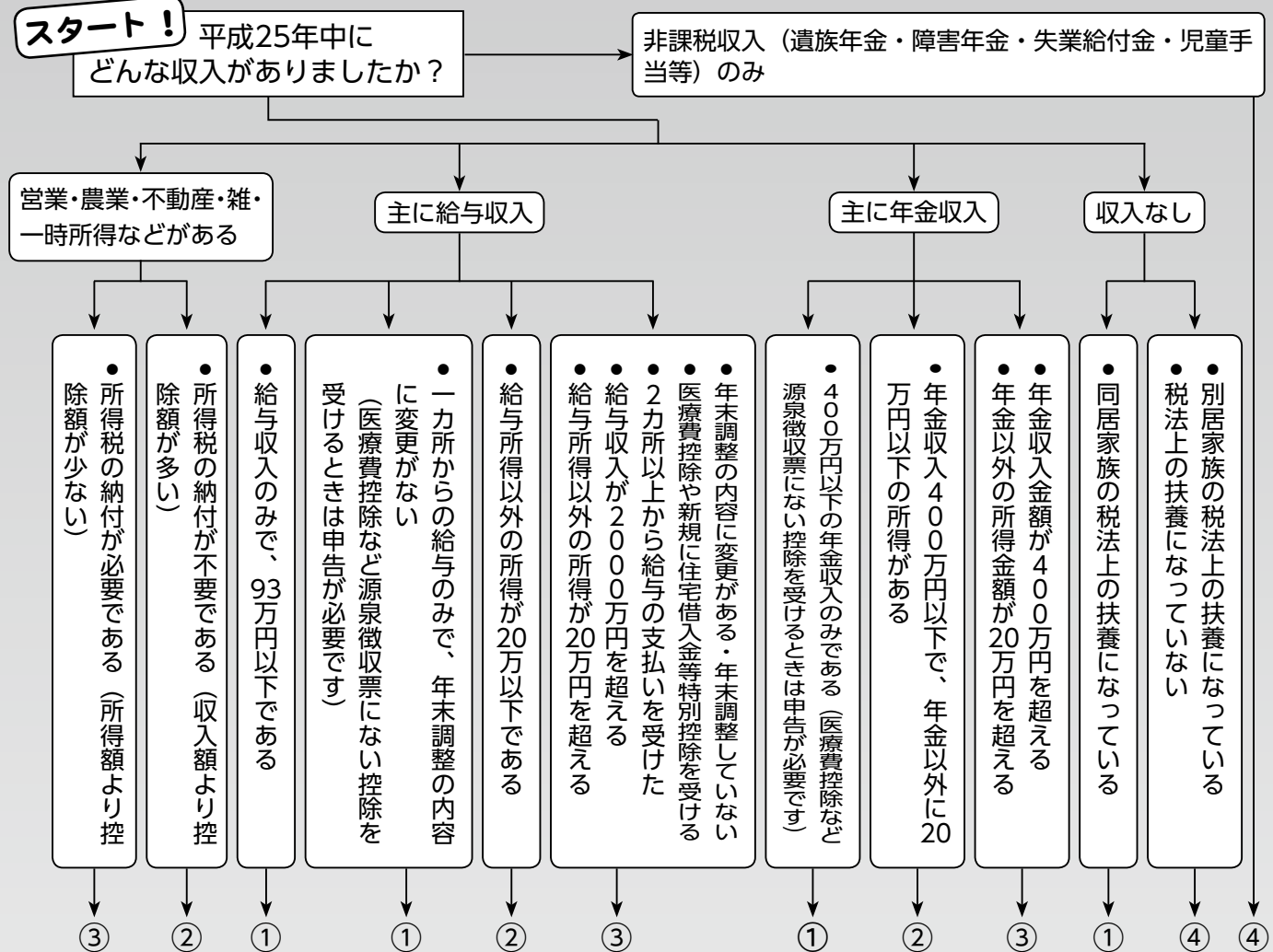
※準備書類が複雑ですので、事前に税務課か広島南税務署にお問い合わせください。



チェックしてみましょう

## あなたは申告が必要ですか？

次の案内図(質問)に答えていき、申告の必要があると判定された場合は、早めに申告を済ませましょう。



判定結果	申告区分
①	市県民税の申告や確定申告は必要ありません。(所得税の還付を受けるときは確定申告が必要です)
②	市県民税の申告を行う必要があります(確定申告する場合は、市県民税の申告は不要)。
③	所得税の確定申告を行う必要があります。
④	申告は原則不要ですが、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置、国民年金保険料の申請免除等を受ける場合や、所得証明書が必要な場合は市県民税の申告が必要です。 ※確定申告期間中は大変込み合います。確定申告期間終了後、4月中旬までに本庁または各支所で申告することをお勧めします。

※上の案内図は一例です。詳しくは、税務課市民税係へお問い合わせください。

### ④に該当した方へ

詳細は未定ですが、消費税率の引き上げに伴い、市県民税非課税者(市県民税課税者に扶養されている人を除く)に対して、平成26年度中(時期未定)に給付金が支給される予定です。申告資料をもとに支給対象者が決定されることが予想されますので、市県民税の申告をしておくことをお勧めします。

### 確定申告をされる方へ

確定申告をするときは、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナー([https://www.keisan.nta.go.jp/h25/ta\\_top.htm](https://www.keisan.nta.go.jp/h25/ta_top.htm))を利用することもできます。